＜参考２＞

必 置 資 格 一 覧

省庁名	資　格　名（資格創設年度）	根　拠　法　令　名
科学技術庁（３）	・核燃料取扱主任者（S43）	原子炉等規制法
	・原子炉主任技術者（S32）	〃
	・放射線取扱主任者（S32）	放射線障害防止法
大蔵省（１）	・通関士（S42）	通関業法
文部省（２）	・司書教諭（S29）	学校図書館法
	・学芸員（S30）	博物館法
厚生省（30）	・保育士（S23）	児童福祉法施行令
	・建築物環境衛生管理技術者（S45）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	・管理理容師（S43）	理容師法
	・管理美容師（S43）	美容師法
	・クリーニング師（S30）	クリーニング業法
	・食品衛生管理者（S32）	食品衛生法
	・給水装置工事主任技術者（H9）	水道法
	・水道技術管理者（S32）	水道法
	・廃棄物処理施設技術管理者（S40）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
	・特別管理産業廃棄物技術管理者(H4)	〃
	・毒物劇物取扱責任者（S25）	毒物及び劇物取締法
	・食鳥処理衛生管理者（H2）	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
	・向精神薬取扱責任者（H2）	麻薬及び向精神薬取締法
	・看護婦等確保推進者（H4）	看護婦等の人材確保の促進に関する法律
	・医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造（輸入販売）責任技術者（S35）	薬事法
	・医療用具販売（賃貸）管理者（H7）	薬事法施行規則
	・医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造の国内管理人	薬事法
	・浄化槽技術管理者(S60)　(S58)	浄化槽法
	・浄化槽検査員（S60）	浄化槽法
	・福祉用具専門相談員（H12）	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
	・介護支援専門員（H12）	介護保険法
	・訪問介護員（H12）	介護保険法
	・統括管理者（S55）	建築物における衛生的環境帆確保に関する法律施行規則
	・清掃作業監督者（S55）	〃
	・清掃作業従事者（S55）	〃
	・空気環境測定実施者（S55）	〃
	・貯水槽清掃作業監督者（S55）	〃
	・貯水槽清掃作業従事者（S55）	〃
	・防除作業監督者（S55）	〃
	・防除作業従事者（S55）	〃
農林水産省（4）	・水産業協同組合監査士（S58）	水産業協同組合法施行規則
	・飼料製造管理者（S51）	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則
	・森林組合監査士（S53）	森林組合法施行規則
	・農業協同組合監査士（S29）	農業協同組合監査士の選任資格を定める省令
通商産業省（20）	・計量士（S26）	計量法
	・エネルギー管理士（S54）	エネルギーの使用の合理化に関する法律
	・採石業務管理者（S46）	採石法
	・電気主任技術者（M44）	電気事業法
	・ダム水路主任技術者（S39）	〃
	・ボイラー・タービン主任技術者（S39）	〃
	・ガス主任技術者（S29）	ガス事業法
	・ガス消費機器設置工事監督者(S54)	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
	・砂利採取業務主任者（S43）	砂利採取法
	・公害防止管理者（S46）	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
	・公害防止主任管理者（S46）	〃
	・高圧ガス製造保安責任者（S26）	高圧ガス保安法
	・高圧ガス販売主任者（S38）	〃
	・高圧ガス移動監視者（S40）	〃
	・特定高圧ガス取扱主任者（H3）	〃
	・火薬類製造保安責任者（S25）	火薬類取締法
	・火薬類取扱保安責任者（S25）	〃

	・保安技術職員（S24）	鉱山保安法
	・深海底鉱山保安技術職員（S59）	深海底鉱業暫定措置法
	・実用発電用原子炉の運転責任者（S55）	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
運輸省 （17）	・油濁防止管理者（S45）	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
	・有害液体汚染防止管理者（S58）	〃
	・主任技術者（S41）	小型船造船業法
	・衛生管理者（S37）	船員法
	・救命艇手（S8）	〃
	・船舶料理士（S49）	船舶料理士に関する省令
	・旅行業務取扱主任者（S47）	旅行業法
	・旅程管理者のうち主任（S58）	〃
	・整備管理者（S26）	道路運送車両法
	・自動車整備士（S26）	〃
	・整備主任者（H10）	道路運送車両法施行規則
	・タクシー運転者（S45）	タクシー業務適正化臨時措置法
	・運航管理者（海運）（S45）	海上運送法
	・運行管理者（旅客自動車）（S31）	自動車運送事業等運輸規則
	・運行管理者（貨物自動車）（H1）	貨物自動車運送事業法
	・索道技術管理者（S62）	鉄道事業法施行規則
	・気象予報士（H6）	気象業務法
郵政省 （3）	・無線従事者（S25）	電波法
	・電気通信主任技術者（S60）	電気通信事業法
	・工事担任者（S60）	〃
労働省 （34）	・障害者職業生活相談員（S51）	障害者の雇用の促進等に関する法律
	・衛生管理者（S22）	労働安全衛生法
	・衛生工学衛生管理者（S22）	〃
	・高圧室内作業主任者（S36）	高気圧作業安全衛生規則
	・ガス溶接作業主任者（S22）	労働安全衛生規則
	・林業架線作業主任者（S37）	〃
	・エックス線作業主任者（S38）	電離放射線障害防止規則
	・ガンマ線透過写真撮影作業主任者（S50）	〃
	・木材加工用機械作業主任者（S47）	労働安全衛生規則
	・プレス機械作業主任者（S45）	〃
	・乾燥設備作業主任者（S42）	〃
	・コンクリート破砕器作業主任者（S50）	〃
	・地山の掘削作業主任者（S47）	〃
	・土止め支保工作業主任者（S47）	〃
	・ずい道等の掘削等作業主任者（S56）	〃
	・ずい道等の覆工作業主任者（S56）	〃
	・採石のための掘削作業主任者（S47）	〃
	・はい作業主任者（S47）	〃
	・船内荷役作業主任者（S47）	〃
	・型わく支保工の組立等作業主任者(S47)	〃
	・足場の組立て等作業主任者（S47）	〃
	・鉄骨の組立て等作業主任者（S52）	〃
	・木造建築物の組立て等作業主任者（S56）	〃
	・鋼橋架設等作業主任者（H4）	〃
	・コンクリート橋架設等作業主任者（H4）	〃
	・ボイラー据付工事作業主任者（S46）	ボイラー及び圧力容器安全規則
	・第１種圧力容器取扱作業主任者（S47）	〃
	・特定化学物質等作業主任者（S46）	特定化学物質等障害予防規則
	・鉛作業主任者（S42）	鉛中毒予防規則
	・四アルキル鉛等作業主任者（S43）	四アルキル鉛中毒予防規則
	・酸素欠乏危険作業主任者（S46）	酸素欠乏症等防止規則
	・有機溶剤作業主任者（S35）	有機溶剤中毒予防規則
	・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者（S56）	労働安全衛生規則
	・安全管理者（S13）	〃
建設省 （３）	・（ダム）管理主任技術者（S39）	河川法
	・浄化槽設備士（S60）	浄化槽法
	・宅地建物取引主任者（S32）	宅地建物取引業法
自治省 （２）	・危険物取扱者（S34）	消防法
	・防火管理者（S35）	〃

（注）平成 12 年 11 月時点での当委員会事務室の整理による一覧であり、今後追加、変更又は削除されることもあり得る。